



コミュニティバスなどについて話し合う「地域公共交通会議の市民委員」募集

人にやさしい交通施策を進めるため、コミュニティバスの運行や交通まちづくりなどについて協議いただく委員を募集します。



対象 市内在住の20歳以上の人で、平日開催の会議に出席できる人(他の審議会委員は除く)

定員 3人 **任期** 2年

※会議の出席には報酬、旅費を支給

申込 5月10日(金)から26日(金)までに、市役所4階都市計画室で配布する申込書(市HPからも出力可)に必要事項と小論文【テーマ:公共交通を生かしたまちづくり】を記入の上、同室へ直接本人が提出してください。

☎ 都市計画室 ☎ 63-7749



近所のもめごとや家庭内の問題など人権擁護委員にご相談ください

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

近所のもめごと、家庭内のトラブル、いじめや体罰、職場でのセクハラなど、何か身近なことで困っている事はありませんか。法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じます。◎相談は無料で秘密は守られます。

名張市の人権擁護委員(敬称略・順不同)

- ▼北川 廣一(百合が丘西3) ▼國富 静代(つつじが丘南7)
- ▼福住 幸二(蔵持町原出)
- ▼森嶋 秀和(赤目町柏原) ▼植野 あさ子(桔梗が丘5)
- ▼久原 宏(つつじが丘北10)
- ▼坂井 啓子(下比奈知)
- ▼山本 進(梅が丘南4)
- ▼稲垣 大宣(南町)
- ▼榎森 金介(新田)
- ▼富森 盛史(桔梗が丘1)



☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7909

「特設人権相談所」を開設

日時 6月1日(金) 午前10時~午後3時
場所 市民情報交流センター(希中央)

☎ 津地方法務局伊賀支局・伊賀人権擁護委員協議会 ☎ 21-0804



人権を考える研修会を助成「伊賀地域ミ二人権大学講座」

助成対象 人権を考える自主的な活動をする団体などが開催する研修会(おおむね25人以上が参加するもの)

助成額 上限2万円

- ▼複数回申込み可能。ただし総額2万円まで
- ▼回数、金額問わず着順

申込開始日 5月18日(金)

◎申込方法など詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 県伊賀地域防災総合事務所
地域調整防災室 総務生活課
☎ 24-8000



若者移住定住チャレンジ支援事業

☎ 商工経済室 ☎ 63-7824

市の特性を生かした暮らしと創業・起業アイデアを持った若者(20~49歳)を応援するため、創業にかかる経費の一部や移住のための住宅リフォーム・空き店舗の活用に必要な経費の一部を支援します。

事業支援時期 8月1日(金)~平成30年1月26日(金)
補助内容/補助額/補助率

空き家活用事業 /100万円以上最高200万円 /経費の3分の2以内
事業所として空き家活用の改修費などを一部助成

商店街活用事業 /100万円以上最高200万円 /経費の3分の2以内
創業する事業所として、市内商店街の空き店舗を活用する事業で整備費などを一部助成



採択件数 各1件程度

審査方法 書類審査後、面談により決定

申込 6月30日(金)午後5時までに(当日消印有効)提出書類に必要事項を記入の上、市役所4階商工経済室(〒518-0492鴻之台1-1)へ[郵送・宅配便可]

◎応募対象や事業内容には条件があります。詳しくは、お問い合わせください。提出書類などは、ホームページからダウンロードできます。



軽自動車税の納期限は5月31日(水)です

☎ 課税室 ☎ 63-7429

■ 軽自動車税の税額

- ▼原付バイク、軽二輪、小型二輪および小型特殊自動車...2,000円~6,000円(車種で違いあり)
- ▼三輪および四輪以上の軽自動車...下記の表のとおりです。

軽自動車 車種区分	税率(年税額)			
	①平成27年3月31日以前の新規検査車両	②平成27年4月1日以後の新規検査車両	③[平成28年度~]新規検査から13年経過車両	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用			
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物			
自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

■ 廃車や名義変更、住所変更はお済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している車両に課税されます。廃車、名義変更、住所変更があった場合は、すみやかに手続きをしてください。*4月2日以降の手続きでは、税の払い戻しはありません。

■ 障害者の減免制度をご存知ですか?

減免対象 障害者が所有するバイクや軽自動車(障害者が18歳未満、または、精神・知的障害者の場合は、家族が所有するものを含む)で、一定の要件に該当するもの



申請期間 納税通知書が届いてから、納期限の5月31日(金)まで

申請場所 市役所1階 課税室(14番窓口)

持ち物 ▼印鑑 ▼軽自動車税納税通知書

- ▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のうちいずれか
- ▼自動車検査証 ▼運転する人の運転免許証
- ▼使用目的の証明書(家族運転の場合)
- ▼納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード



「東山墓園」墓所使用者募集

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492

申込資格 次の条件に全て該当する人

- ①平成29年2月26日以前から継続して、名張市に住民登録されている人
 - ②東山墓園の使用許可を得ていない世帯の人
 - ③遺骨を所持しているか他墓所から改葬が必要な人で、貸し付けた墓所を平成30年7月31日までに必ず使用することが明らかな人、または、平成29年6月2日現在50歳以上の人
- ※応募者多数のときは、遺骨を所持している人か、他墓所から改葬が必要な人を優先して貸付します。
- 募集内容** 計23区画(大きさ/区画数【4月1日現在】/使用料など【角地は使用料が1割増し】)
- ▼3㎡ / 4区画 / 永代使用料など51万円
 - ▼4㎡ / 11区画 / 永代使用料など68万円
 - ▼6㎡ / 8区画 / 永代使用料など102万円



申込 5月25日(金)から6月2日(金)まで(土・日曜日除く)に、市役所4階環境対策室(または下記説明会)で配布する申込用紙に必要書類を添えて同室へ

■ 墓所使用者募集説明会

日時 5月18日(金) 午後7時30分~ **場所** 市役所3階301・302会議室